

(案)
業務契約書

支出負担行為担当官 中部森林管理局長 森谷 克彦(以下「発注者」という。)と〇〇〇〇 (以下「受注者」という。)とは、国有林林道施設点検管理業務(長野県)(以下「業務」という。)について、次の条項により契約を締結する。

(実施する業務)

第1条 発注者は、次の業務の実施を受注者と契約し、受注者は、その成果を発注者に報告するものとする。

(1) 業務名

国有林林道施設点検管理業務(長野県)

(2) 業務の内容等

国有林林道施設点検管理業務仕様書(以下「仕様書」という)及び国有林林道施設点検管理業務(長野県)内訳書(以下「内訳書」という)のとおり。

(3) 履行期限

契約日の翌日から令和8年2月20日まで

(業務の遂行)

第2条 受注者は、契約した業務を仕様書及び内訳書に記載された内容に従って実施しなければならない。当該内容を変更したときも同様とする。

(契約金額)

第3条 発注者は、業務に要する費用として、金〇〇〇円(うち取引に係る消費税額〇〇〇円)を支払うものとする。契約した金額を内訳書に記載された以外に使用してはならない。

2 当該内容を変更するときは、第15条の定めによる。

(契約保証金)

第4条 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第3号の規定により免除する。

(再委託の制限)

第5条 受注者は、この業務達成のため、業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

2 受注者は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、発注者の承認を得なければならない。

4 再委託する業務が業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額

が第3条に規定する金額の限度額50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として前各号の規定は適用しない。

(完了報告)

第6条 受注者は、業務が終了したとき（事業を中止し、又は廃止した時を含む。）は、業務の成果を記載した完了報告書及び関係附属書類を、発注者に提出するものとする。

(検査)

第7条 発注者は、前条に規定する報告書の提出を受けた時は、遅滞なく、当該業務が契約の内容に適合するものであるかどうかを関係書類又は実地により検査を行うものとする。

(合格通知)

第8条 発注者は、前条に規定する検査の結果、当該業務が契約の内容に適合すると認めたときは、受注者に対して通知するものとする。

(契約金額の支払)

第9条 発注者は、前条の規定により、受注者からの適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

- 2 発注者は、受注者の請求により、必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、部分払をすることができるものとする。
- 3 受注者は、前項の部分払を請求するときは、部分払請求書を発注者に提出するものとする。

(遅延利息)

第10条 受注者は、発注者が自己の責に帰すべき事由により第9条第1項に定める期間内に契約金額の支払いをしなかった場合は、支払いの日までの日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

- 2 前項により、計算した遅延利息金額の100円未満の端数は切り捨てるものとする。

(前金払)

第11条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証契約（以下「保証契約という。」）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用

する。

- 4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 4 を超えるときは、受注者は請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に国有林野事業業務請負契約約款第 38 条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の 10 分の 4 の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 6 発注者は、受注者が第 4 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第 12 条 受注者は、前条第 3 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第 13 条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(業務の中止等)

- 第 14 条 受注者は、天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、業務中止（廃止）申請書を発注者に提出し、発注者受注者協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除するときは、第 6 条から第 9 条の規定に準じ精算するものとする。

(計画変更の承認)

- 第 15 条 受注者は、前条に規定する場合を除き、内訳書に記載された業務の内容を変更しようとするときは、業務計画変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、路線数及び延長のそれぞれ 2 割以内の増減変更について

は、この限りでない。

2 発注者は、前項の承認をするときは、条件を附することができる。

(契約の解除等)

第 16 条 発注者は、受注者がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を受注者に請求することができる。

(違約金)

第 17 条 発注者は、前条の規定により契約を解除するときは、受注者に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

(委託業務の調査)

第 18 条 発注者は、必要に応じ、受注者に対し、事業の実施状況、経費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することが出来るものとし、受注者はこれに応じなければならないものとする。

(帳簿等)

第 19 条 受注者は、前項の帳簿及びその支出の内容を証する証拠書類を、業務終了の年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(秘密の保持等)

第 20 条 受注者は、この委託業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

(疑義の解決)

第 21 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ発注者受注者協議の上、定めるものとする。

(特約事項)

第 22 条 別紙のとおり

上記契約の証として本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

(発注者)

長野県長野市大字栗田 7 1 5 番地の 5

支出負担行為担当官

中部森林管理局長 森谷 克彦

(受注者)

住 所

氏 名

(別紙)

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者（発注者をいう。以下同じ。）は、受注者（受注者をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。（再請負契約等に関する契約解除）

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再

請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。